

問14 地方上級 平成28年度



精神的自由

A

思想及び良心の自由

日本国憲法における思想・良心の自由に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 企業が、従業員に対して所属政党についての調査を行い、その報告書の提出を求めて、その態様によっては許される場合がある。
- 2 謝罪広告命令はその内容いかんにかかわらず、良心の自由を侵害せず、許される。
- 3 公立中学校の教師が、高校入学者選抜のための生徒の内申書に「全共闘を名乗っている」等の記載をすることは、その生徒の思想等を了知しうるものではあるが、許される。
- 4 税理士会に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するために、税理士会が政党など政治資金規制法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは目的の範囲内であるが、その金員を特別会費として強制的に徴収することはできないため、当該決議は無効である。
- 5 卒業式において教師に君が代の起立斉唱を求める行為は、教師の思想・良心の自由に対する直接的・間接的な制約となることはない。

■■〔正解〕 1 ■■

□□ 1 ○

本肢のとおりである。企業が従業員に対して所属政党についての調査を行い、その報告書の提出を求めて、その態様によっては許される場合がある（最判昭 63.2.15 参照）。

□□ 2 × 謝罪広告命令も許される場合があります

謝罪広告命令について、判例は、「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度のもの」であれば、憲法 19 条に反せず、許されるとしている（謝罪広告事件／最大判昭 31.7.4）。

□□ 3 × 判例は、生徒の思想等を了知しうるものではないとしています

本肢のような記載について、判例は、「いずれの記載も、上告人の思想、信条そのものを記載したものでないことは明らかであり、右の記載に係る外部的行為によっては上告人の思想、信条を了知し得るものではない」としている（麹町中学校内申書事件／最判昭 63.7.15）。

□□ 4 × 判例は、目的の範囲外の行為であるとしています

判例は、「税理士会が政党など規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、法……で定められた税理士会の目的の範囲外の行為であり、右寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効である」としている（南九州税理士会事件／最判平 8.3.19）。

□□ 5 × 間接的な制約となることを、判例は認めています

卒業式において教師に君が代の起立斉唱を求める行為（職務命令）について、判例は、「本件職務命令は、一般的、客観的な見地からは式典における慣例上の儀礼的な所作とされる行為を求めるものであり、それが結果として上記の要素との関係においてその歴史観ないし世界観に由来する行動との相違を生じさせることとなるという点で、その限りで上告人の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があるものということができる」として、教師の思想・良心の自由に対する間接的な制約となる面があることを認めている（「君が代」起立斉唱拒否事件／最判平 23.5.30）。